

平成 29 年 度
社会福祉法人 日の出町社会福祉協議会
事業計画書

はじめに

急速に進行している少子高齢化や家族形態の多様化など社会構造が大きく変化している時代において、誰もが安心して暮らすことのできる福祉社会実現への願いは年ごとに高まっております。

このような中、日の出町で新たに始める介護予防・日常生活支援総合事業では「住民主体」の活動及びサービス等を介護保険法の地域支援事業に位置付けることでサービスの拡充を図り、これにより見守り支援活動やサロン活動、住民参加型の在宅福祉サービス等の推進が期待されております。

さらに、社会福祉法が改正され社会福祉法人や福祉施設との協働による「地域での公益的な取り組み」の具体化など、社会福祉法人としての社会福祉協議会の事業・組織運営の在り方についての検討と対応が求められているところです。

こうした社会情勢の中で、地域福祉を推進する中核的団体である本会としてはこれらの制度等の動向を的確にとらえ、行政はもとより自治会、民生児童委員、福祉協力員、ボランティア団体等の各種機関・団体等の協力をいただき、地域に密着した事業の展開、住民参加や協働による福祉活動の支援、福祉のまちづくりやコミュニティづくりを推進し、第3次地域福祉活動計画の基本理念である「みんなでささえあい ともに生きていく やさしいまちづくり」の実現に努めてまいります。

なお、平成29年度の重点目標は次のとおりです。

〈重点目標〉

- ① サロン活動を中心とした小地域福祉活動の推進
- ② ボランティアの育成と活動の推進
- ③ 総合相談窓口の開設と相談支援体制の整備
- ④ ホームヘルプサービスや居宅介護支援等の在宅福祉サービスの充実
- ⑤ 財源確保による社協の基盤強化と組織運営体制の整備
- ⑥ 指定管理施設である老人福祉センター、介護予防拠点施設、地域活動支援センターの充実した事業運営

※ 各事業タイトルに付いている★印は、会員会費を充当しています

1 法人運営事業

★ (1) 会員の募集及び自主財源の確保

社会福祉事業等を通じ、本会の性格、事業内容について町民にご理解、ご協力をいただき、住民総参加を目標に会員加入の理解に努めるとともに自主財源の確保を図る為の事業を積極的に展開します。

ア 会員募集 年間を通じて受付（会員増強運動月間 7～8月）

イ 福祉バザー 11月

ウ 入れ歯回収ボックスの設置

不要となった古い入れ歯を回収し、その入れ歯に使われている貴金属を精製した益金を日本ユニセフ協会と社会福祉協議会に寄附する活動をおこないます。

設置場所 社会福祉協議会事務局
日の出町平井・生涯青春ふれあい総合福祉センター
日の出町大久野老人福祉センター
日の出町本宿老人福祉センター
日の出町大久野健康いきいきセンター

エ 募金箱の設置

個人・団体等を問わず、社協への寄附を目的とした募金箱の設置を広く募集し協力をお願いしていきます。

★ (2) 理事会、評議員会の開催

事業及び予算等の執行について審議するため、理事会、評議員会を開催します。また、役員及び評議員の研修会を実施し、本会の組織運営及び事業強化を推進します。

★ (3) 監事監査及び顧問税理士による巡回監査の実施

法人の適正な運営と明瞭な会計処理が進められているか監査を実施します。

ア 決算監査（顧問税理士）	5月開催
イ 決算監査（監事）	5月開催
ウ 中間監査（監事）	11月開催
エ 巡回監査・会計指導（顧問税理士）	毎月1回

★ (4) 調査研究・企画事業

地域のニーズにあった社会福祉事業を推進するため、先進地の視察等を企画し、福祉の向上を図ります。

(5) 連絡調整事業

東京都社会福祉協議会、社会福祉関係の諸団体施設及び関係行政機関との連絡・調整を密接にし、社会福祉事業の円滑な活動と進展を図り地域福祉の向上を図ります。

★ (6) 普及・組織強化事業

事業活動等の円滑な推進と福祉意識の高揚を図るため「社協だより」の発行をはじめ、インターネットを活用したホームページでの情報提供など、福祉に関する広報活動をおこない、地域住民の社会福祉に対する理解と参加を促進することに努めます。

ア ひので社協だより

事業計画や予算等の報告、また行事や講座の開催案内を広報誌によりお知らせします。年4回発行（4月、7月、10月、1月）6,200部

イ 声のひので社協だより（音訳CD、音声）

「声のボランティア セキレイ」のご協力により、視覚に障がいのある方を対象とした音声のひので社協だよりを音訳CDとして作成し提供しています。また、ホームページにも音声ファイルを掲載しています。

ウ ホームページの運用

事業内容及び施設案内、福祉情報等を随時更新し、町民に提供します。また、電子メールを活用し、住民からの問い合わせ等に対応していきます。

エ パンフレット

事業内容及び施設案内、福祉情報等を事務所、各施設に置き、情報提供していきま
す。

オ イメージキャラクター（愛称 デ・ヒーノ）の活用

イメージキャラクターを有効活用し、福祉事業のPR等に努めます。

★(7) 福祉団体等助成事業

日の出町手をつなぐ親の会、無認可保育園（大久野幼児園）、日の出町遺族会、日の
出町在宅介護者友の会等の支援を図ります。

(8) 職員研修体制の整備

職員のスキルアップを図るため、各専門分野において研修を実施し、職員間での研修
等も実施します。

ア 東京都社会福祉協議会・東京都で実施される各専門研修への参加

イ 経理研修の参加や学習会の実施

(9) 苦情解決相談窓口の整備

福祉サービス利用者からの苦情等に対し、受付担当者、責任者を設置し、全職員への
情報の共有化も図りながら的確に対応できるよう職員体制を整備します。

(10) 情報の共有化

セクション代表者会議を毎月1回開催し、職員間の連携と情報の共有化を図ります。
また、グループウェア（※）等も活用しながら情報共有に努めます。

（※組織内のコンピュータネットワークを活用した情報共有のためのシステムソフトウェア）

(11) プロジェクトチームの立ち上げ 【新規】

会員制度のあり方や自主財源の確保、既存事業の見直しや新規事業の立ち上げ、また
イメージキャラクターの活用方法などについてプロジェクトチームを立ち上げ検討して
いきます。

(12) 社会福祉法人情報交換会の開催 【新規】

日の出町内にある社会福祉法人と情報交換や連携をしながら、「地域における公益的
な取組」について検討をしていくとともに、様々な福祉ニーズや課題についても対応し
ていきます。

2 地域福祉事業

★(1) 地域支援事業

第3次日の出町地域福祉活動計画に基づき、住民、自治会、民生・児童委員、ボラン
ティア団体、福祉・医療関係者、企業、行政等と協働及び連携により地域福祉の推進を
図ります。また、各自治会における小地域福祉活動への助成金は引続きおこない、この
他に、ふれあいいきいきサロンや見守り活動の活性化を図るため、これらに対する助成
金も検討いたします。

ア 第3次日の出町地域福祉活動計画の推進

平成28年度より、第3次日の出町地域福祉活動計画「ささえあいのまちづくりプ
ラン日の出2016」の取り組みを開始いたしました。これにより、現在の実施状況
を踏まえ、取り組みに対する評価をおこない、さらに本計画の推進に努めます。

イ 住民交流拠点づくりの支援

地域福祉の活性化を目的とする「ふれあいいいきサロン」等の開設とサロン活動の充実を図るため、地域の皆さんと協働し、気軽に立ち寄れる場づくりを推進します。

ウ 見守り活動の促進

福祉の支援が必要である方が地域から孤立をしないよう、福祉協力員やボランティア等との協働により、地域の日常的な見守り活動の連携を図ります。

エ 人材育成の推進

地域福祉活動に関する人材育成を推進するため、研修会や先進地視察等の育成研修を実施します。

オ 小地域福祉活動への支援強化

小地域福祉活動を地域の皆さんに主体的、且つ、継続的に取り組んでもらえるよう支援及び相談体制の充実を図り、各地域の状況を把握しながら自治会を始めとする関係者や福祉協力員等との協働により地域福祉の活性化を目指します。

カ 福祉教育推進

地域福祉活動及びボランティア活動を推進するため、福祉が身近なものとして感じられ、且つ、広く住民の方の理解が得られるよう、講演会、福祉映画会、高齢者疑似体験セットの貸し出し等の実施や福祉教育をおこなう関係機関、団体との連携により、福祉に対する理解促進に努めます。

キ 援護事業

被災家庭に見舞金を支給します。

★ (2) 子育て支援事業

子どもたちの健やかな成長を願い、また夢や希望をもって育む子どもたちの育成を目指し事業をおこないます。

ア 新入学児童への黄色い傘の贈呈

児童の交通安全対策として、新入学児童に黄色い傘を贈呈します。

イ 園児へのプレゼントの贈呈

町内の保育園児、幼稚園児の遊戯会等にプレゼントを贈呈します。

ウ 子育てサロンへの支援 【新規】

子育てによる育児の悩みや孤立を防ぐために気軽に集まれる「場」づくりや、活動を希望する団体の立ち上げ及び活動の支援に努めます。

エ 日の出町要保護児童対策地域協議会への参加

協議会へ参加し、各種団体等と連携を図ります。

★ (3) 高齢者支援事業

在宅の高齢者が住み慣れた地域で健康で安心した生活が送れるよう支援します。

ア 敬老福祉大会を日の出町と共催し、祝品を贈呈します。

イ 軽スポーツ等のレクリエーション活動を実施し、地域高齢者の健康推進活動を支援します。

★ (4) 障がい者支援事業

障がい者が自立した生活を送り、積極的に社会参加が出来るよう支援します。

ア 秋川流域ふれあいクリスマス会

本会、あきる野市社協、檜原村社協が共催し、秋川流域社会奉仕団体の協力のもと、

在宅の障がい児（者）に対し、クリスマスの楽しいひとときを提供するとともに、障がい児（者）同士及び障がい児（者）とボランティア等との交流を図ることにより、障がい児（者）の理解と社会参加を広げます。

イ 日の出町自立支援協議会への参加

協議会へ参加し、各種団体等と連携を図ります。

★ (5) 福祉用具等貸出事業

在宅の要介護者（介護保険認定外の高齢者、障がい者等）、突発的に必要となった方等（足などを骨折し歩行困難な方等）に対し、福祉用具（車椅子・ポータブルトイレ）の貸し出しをおこないます。また、小地域福祉活動を行う各種団体などにレクリエーション用具等の貸し出しをおこないます。

	24年度 実績	25年度 実績	26年度 実績	27年度 実績	28年度見込み (2月末時点)
車椅子	24	35	30	28	33
ポータブルトイレ	9	1	5	4	2
備品	88	28	14	14	16
合計	121	64	49	46	51

★ (6) 社協バス運行事業

専有バスを有効的に活用し、地域福祉活動をはじめ、各種福祉団体等の活動の範囲を支援します。

(7) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（東京都社会福祉協議会受託事業）

【新規】

母子及び父子を対象とし、訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」）を貸付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図っていきます。

★ 3 有償家事援助サービス事業（まごころサービス）

日常生活で何らかの手助けや介助が必要な高齢者（利用会員）の方に、地域住民（協力会員）が有償で家事援助等のサービスを提供します。

○会員の対象

ア 利用会員（社協会員） 概ね60才以上の方

イ 協力会員（社協会員） 20才以上の健康な方、熱意をもってサービスを提供できる方

○サービス内容

食事、洗濯、掃除、買い物、外出の介助など日常生活の困りごとをお手伝いします。

○利用料金

ア 利用会員 1時間 1,000円

別途、材料費及び交通費等の必要経費が生じた場合は、利用会員にご負担いただきます。

○協力費

ア 協力会員 1時間 900円

★ 4 総合相談事業

福祉に関する悩みごとや困りごとを気軽に相談できる窓口を社協内の各事業所に整備し、それぞれの窓口との連携及び情報共有をおこない、相談に対する体制の強化を図ります。また、関係機関との連携により相談者への適切な情報提供や支援に努めます。

(1) 福祉相談日の開設 【新規】

事務局及び各施設の職員による福祉相談日を設け、町民からの相談や福祉ニーズに対応できるよう相談体制の整備を図ります。

開催日 第3水曜日（祝日の場合開設日を変更）

時間 13:30～15:30〔1人30分（予約制・無料）〕

場所 社会福祉協議会事務局

日の出町平井・生涯青春ふれあい総合福祉センター

日の出町大久野老人福祉センター

日の出町本宿老人福祉センター

地域活動支援センターⅡ型 日の出町ユートピアサンホーム

地域活動支援センターⅡ型 日の出町ユートピアひまわりホーム

日の出町大久野健康いきいきセンター

(2) 専門職による相談日の開設 【新規】

弁護士法人多摩パブリック法律事務所と連携し、相談体制の強化を図ります。

開催日 隔月第4水曜日

（5月、7月、9月、11月、1月、3月、祝日の場合開設日を変更）

時間 13:30～15:30〔1人30分（予約制・無料）〕

場所 社会福祉協議会事務局

5 福祉サービス利用援助事業（東京都社会福祉協議会受託事業）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用及び日常的金銭管理、書類等の預かりに関する支援等をおこないます。地域において利用者が自立した生活を送れるよう支援することを目的に、ご本人との契約の後、金銭や通帳の管理、福祉サービスの利用の手続き等をおこないます。専門員、生活支援員、業務担当者を配置し、他関係機関との連携を密におこないご本人が地域でいきいきとした生活を送れるよう支援します。

6 ボランティアセンター事業

運営委員会を開催し意見や協力をいただき、住民主体によるボランティア活動の推進をおこないます。

★ (1) ボランティア活動推進事業

ア ボランティアコーディネート機能の充実

ボランティア活動を始めたい方へ、活動先の紹介や一緒に活動してくれる仲間作り等のコーディネートをおこないます。また、継続して活動をされている方には、活動先への訪問等を実施し活動を支援します。ボランティアを必要としている施設、団体等に対して活動したい人や団体のコーディネートをおこないます。

イ ボランティア育成

災害ボランティア、精神保健福祉ボランティア等、各種ボランティアの育成のため

に講座や、講演会を実施しボランティアの育成を推進します。

ウ 登録ボランティア団体支援

登録ボランティア団体支援としてボランティア団体が安定して活動できるように助成金の交付、情報提供、相談等をおこないます。

エ ボランティアセンター運営委員会

平成21年度から設置した運営委員会を中心として事業を推進していきます。

オ 精神保健福祉ささえあいの会

精神保健福祉ボランティア育成をするため、精神保健福祉について地域に広く理解促進を図るための企画・実践をおこなうことを目的として、実行委員会を平成21年度から設置し、事業推進します。

カ 夏体験ボランティア事業

ボランティア活動に興味、関心を持つ方に活動を体験する機会を提供します。

キ ボランティア情報の提供事業

ボランティア活動や関連情報、センターについての情報を広報誌、ホームページ等を活用して発信します。

ク 防犯ボランティア活動支援

日の出町生活安全安心課防災・コミュニティ係と連携し、防犯ボランティアに登録いただいた方のボランティア保険の助成をおこないます。

ケ 他地区社協ボランティアセンターとの連携

講座、災害訓練等の共同開催、情報交換等をおこないます。西多摩ブロックで合同事業を実施し、西多摩地区のボランティア活動のさらなる充実を目指します。

(2) 日の出町おでかけ支援ドリームカー事業（日の出町受託事業）

65歳以上の在宅の町民で日常生活に車椅子を利用している方、または下肢など不自由なため歩行や移動が困難な方の生活の向上を図る目的で設置したおでかけ支援ドリームカー事業を町から受託し運営をおこないます。

7 社協ホームヘルプサービス

在宅の要介護者や要支援者が、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助をおこない、日常生活機能の改善や維持向上が図れるように努めます。

(1) 訪問介護事業（介護保険）

介護を社会全体で支え、介護が必要になった高齢者に、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助をおこない、在宅での生活を支援します。

ア 対象者 要介護1～5の方

イ 内容 身体介護、生活援助

(2) 介護予防訪問介護事業（介護保険）

利用者とホームヘルパーとが一緒に家事等をおこなうことで、利用者の日常生活機能の改善や維持・向上を図り、在宅での生活を支援します。

ア 対象者 要支援1～2の方

(認定有効期間の開始日が平成29年3月31日以前の方)

イ 内 容 介護予防訪問介護

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス） 【新規】

要支援者等の心身の状況環境等に応じ、利用者の能力に応じ可能な限り在宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援をします。

ア 対象者 要支援1～2の方、基本チェックリストによる該当者
(認定有効期間の開始日が平成29年4月1日以降の方)

イ 内 容 ○訪問介護（現行相当）
・訪問介護員による身体介護・生活援助
○訪問型サービスA
・生活援助

(4) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護事業（障害福祉サービス事業）

障害者総合支援法に基づき、独立して日常生活を営むことに支障のある障がい者（児）のいる家庭に、ホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助等をおこなうことで、障がい者（児）が健全で安らかな生活を営み地域の中で自分らしく暮らしていけるように支援します。

ア 対象者 区市町村より支給決定を受けた障がい者（児）

イ 内 容 身体介護、家事援助、通院介助、重度訪問介護、同行援護

(5) 移動支援事業（地域生活支援事業）

屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援（ガイドヘルプ）をおこないます。

ア 対象者 区市町村より支給決定を受けた障がい者（児）

イ 内 容 移動支援

(6) 利用相談事業

利用者のサービスに対する苦情や意見について、対応窓口を設けるとともに、対応内容について利用者に十分説明します。

(7) 研修等事業

ア 研修

介護に対する専門性を高めるため、全ての職員を対象とした研修を実施し、計画されたサービスを全てのホームヘルパーが同じ水準で提供できるように、基本的なサービス内容を標準化し、その手順を統一化するよう努めます。

イ 会議

介護に対する専門性を高めるため、介護技術の向上に努めるとともに、利用者の問題点や課題を的確に把握できるようカンファレンスや事例検討会を有効に活用します。

8 日の出町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所

利用者が要介護状態等になった場合において、その利用者が可能な限り居宅で、自分の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、下記の事項を配慮して、居宅介護支援事業をおこないます。

(1) 居宅介護支援事業

ア 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、

適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。

- イ 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重します。また個人情報保護にも努めます。
- ウ 常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立におこないます。
- エ 町、民生委員、包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- オ 指定居宅介護支援事業者として、自らその提供する居宅介護支援の質の評価をおこない、常にその改善を図ります。
- カ 介護支援専門員の育成と資質向上のため、各種研修等への積極的な参加をおこないます。
- キ 介護保険制度についての相談に対する確かなアドバイスをおこないます。

(2) 要介護認定調査

引き続き日の出町より受託し、公平・公正な調査を実施します。

(3) 居宅介護支援の内容

- ア 在宅で生活している要介護状態等にある高齢者等（以下「要介護者等」）が日常生活を営むために必要な居宅サービス等を適切に利用できるよう、要介護者等からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画（以下「居宅サービス計画」）を作成します。
- イ 居宅サービス計画の作成後も、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者と連絡調整等を継続的におこないます。

★ 9 生活福祉資金貸付事業（東京都社会福祉協議会受託事業）

東京都社会福祉協議会からの受託により、生活福祉資金、総合支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金を貸し付け、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、離職者世帯等の自立及び更生を図ります。

10 受験生チャレンジ支援貸付事業（日の出町受託事業）

学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室（学習塾等）の受講費用及び高等学校、大学等の受験費用を捻出できない低所得世帯に対して、これらの費用に必要な資金を貸し付けることにより、低所得世帯の子供を支援していきます。

11 歳末たすけあい運動

歳末たすけあい運動は共同募金の一環として位置づけられ、地域福祉推進のための募金運動として毎年実施しており、住民の尊い募金が日の出町の地域福祉の充実に役立てられるよう事業展開をおこないます。

12 赤い羽根共同募金運動

赤い羽根共同募金は、共同募金会が主体となり、地域福祉の推進を目的として毎年実施しており、皆さんからいただいた募金は、募金額のおよそ65%が地域配分（B配分）として、日の出町で活かされるよう配分され、助成により地域の福祉施設や地域福祉活動に活用されます。

○全都配分（A配分）

地域を超えた事業、備品整備や特別事業を配分対象とします。

○地域配分（B配分）

その地域で活かすことを目的とした配分です。地域性の高い施設・団体を対象とし、おもに地域福祉を増進する事業を対象とします。

1 3 日の出町平井・生涯青春ふれあい総合福祉センター（指定管理施設）

高齢者外出支援バスを利用し、町内全域から利用者が来館しています。老人福祉センターの機能を十分に発揮し、施設を活発に利用できるよう下記の事項の充実を図ります。

○高齢者の教養向上及びレクリエーションの実施

○高齢者の機能回復訓練、その他健康保持増進事業の実施

○地域老人クラブの援助

○高齢者が生涯自立した生活を送るための生きがい活動の実施、高齢者の社会参加、介護予防等による「アクティビティ（心身生活の活性化）」を目指した運営の実施

(1) 健康管理サービス事業

実施時間 月曜日～金曜日 9：00～16：00

マッサージ機・電気治療機・その他

(2) 各種相談事業（随時）・健康保持増進事業

生活相談・健康相談等、各種相談事業を実施します。町の健康維持増進事業である介護予防教室、リフレッシュ体操・健康教育・栄養指導の実施に会場を提供しています。また、水中歩行浴（プール）の活用により、健康維持増進及び運動機能の向上を目指します。

水中歩行自主 定員 7名 月・水曜日 10：00～12：00
事前予約

水中歩行教室 定員15名 月・水曜日 14：00～15：30
事前予約（定員により当日申込も可能）

(3) 福祉相談日の開設 【新規】

社協職員による相談体制の整備を図ります。

開催日 第3水曜日（祝日の場合開設日を変更）

時間 13：30～15：30〔1人30分（予約制・無料）〕

(4) 教養講座事業

生涯学習を主な目的とし、講師の指導のもと高齢者の教養の向上、趣味・生きがい活動の場を提供していきます。

カラオケ教室・ダンス教室・華道教室・民謡教室

(5) レクリエーション事業自主グループ活動

教養講座同様、趣味・生きがい活動の場を提供する。また、センター主催の特別企画として、主に利用者相互の親睦を目的としたレクリエーションを実施します。

(6) 利用者増加推進事業

新規利用者増加のためのPR活動、また施設について理解を深めることを目的に「社協だより」等に日々の活動を積極的に紹介します。

(7) 各種貸出事業（施設貸出）

町内の高齢者団体の活動の拠点として、施設の貸出を実施します。

(8) 学校教育・総合学習の時間のサポート

高齢者との交流の機会を積極的にサポートします。

(9) ボランティア活動のサポート

ボランティアの協力は福祉施設にとって必要不可欠なものとなっています。ボランティアをする方にとっても楽しく活動できる場としての施設の活用を実施していきます。

(10) 温泉入浴サービス事業

つつる温泉を使用した入浴サービスを提供します。

営業日 火・木・金曜日 10:00～19:00 (受付終了18:30)

1.4 日の出町大久野老人福祉センター（指定管理施設）

町の高齢者外出支援バスの普及により、徒歩で来館する方だけでなく、支援バスを利用し町内全域からの来館が可能な環境が整ったなか、老人福祉センターの機能を十分に発揮し、施設をできる限り活発に活用するため、下記の事項の充実を図ります。

○高齢者の教養の向上及びレクリエーションの実現

○高齢者の機能回復訓練、その他健康保持増進事業の実施

○地域老人クラブの援助指導の実施(日の出町悠友クラブ連合会事務局)

○高齢者が自立して生活していくための生きがい活動の実施また、高齢者の社会参加介護予防等に更なる充実を図り「アクティビティ（心身生活の活性化）サービス」の実現を目指した運営を実施していきます。

(1) 健康管理サービス事業

実施時間 月曜日～金曜日 9:00～16:00

・人口温泉（男・女）・マッサージ機・朝の体操（健康増進及び維持）

・交流高圧電位治療器（※スカイウェル）・その他

※9000Vの交流による電解を発生させ、高圧電解で体をつつむ電気治療器です。この機械は、血行をよくし、体液の流れを円滑にする働きや、交流の微振動刺激により、全身のツボをミクロマッサージする等多数の特徴があります。

(2) 各種相談事業（随時）・健康保持増進事業

生活相談・健康相談等、利用者の各種相談に応じます。健康教室(町保健センター主催)の実施に伴う介護予防に関する事業の援助を実施します。

(3) 福祉相談日の開設 【新規】

社協職員による相談体制の整備を図ります。

開催日 第3水曜日（祝日の場合開設日を変更）

時間 13:30～15:30〔1人30分（予約制・無料）〕

(4) 教養講座事業(寿講座)

各種講座は生涯学習を目的とし、高齢者の教養の向上、趣味の場、生きがい活動の場を提供しています。

ア 講師指導によるセンター主催の講座

・カラオケ教室・書道教室・編物教室・籐細工教室

・ちぎり絵教室・手芸教室・ヨガ教室・華道教室（計8講座）

(5) レクリエーション事業自主グループ活動

ア 自主活動

・茶道・手芸サークル・将棋開放・囲碁開放・カラオケ開放

イ その他

特別企画として利用者相互の交流の機会、レクレーションの機会として期待されている企画の実施をします。

・館外研修・演芸大会（年2回）・食事作り会・軽スポーツ等

(6) 利用者増加進推事業

地域の方へ社会福祉協議会や老人福祉センターの理解を深めるための事業として、ブログ等インターネット上にて日々の出来事の紹介や老人福祉センターを来館するきっかけ作りとして企画事業などでPRを実施していきます。

(7) 各種貸出事業（施設貸出）

町内の高齢者団体の活動の拠点として、施設の貸出を実施していきます。

(8) 学校教育、新学習指導要領による総合学習の時間のサポート

小学生達と昔遊び等を通じ、日本の伝統遊具の継承及び、高齢者と子供たちとの交流の場を積極的に提供していきます。

(9) ボランティア活動のサポート

ボランティアの協力は福祉施設にとっては必要不可欠なものとなっています。ボランティアをする方にとっても楽しく活動できる場として施設の活用を実施していきます。

15 日の出町本宿老人福祉センター（指定管理施設）

「ひので三ッ沢つるつる温泉」を利用した温泉入浴サービス事業を最大限に活用、また地域密着型小規模施設という特長を最大限に生かし、地域高齢者の生きがい活動・社会参加・介護予防を全力でサポートしていくとともに、来館者の皆様に更に親しまれる施設を目指して、管理運営と環境整備に努めてまいります。

(1) 温泉入浴サービス事業

温泉施設（つるつる温泉使用）等を利用していただき、地域高齢者の日常の健康管理の援助をいたします。また、一人での入浴が困難な高齢者、障がい者を対象としたリフト付きの入浴設備（健康風呂）を設置しており、誰もが利用しやすい施設運営を目指してまいります。

ア 利用時間（入浴時間） 月・水・金曜日

10:00～19:00 受付は18:30まで（火・木曜日は入浴休み）

健康風呂は予約制で、利用者1人あたり月2回まで利用可能です。ただし、介助者の付き添いが必要になります。

イ 健康機器

利用時間 月・水・金曜日 9:00～19:00

火・木曜日 9:00～17:00

各種マッサージ機（椅子型マッサージ機3基、ベッド型マッサージ機1基）：有料
電子浴治療器（スカイウェル）5基）無料

(2) 各種相談事業（随時）・健康保持増進事業

生活相談・健康相談等、利用者の各種相談に応じます。健康教室（町保健センター主催）の実施に伴う介護予防に関する事業の援助を実施します。

(3) 福祉相談日の開設 【新規】

社協職員による相談体制の整備を図ります。

開催日 第3水曜日（祝日の場合開設日を変更）

時間 13:30～15:30〔1人30分（予約制・無料）〕

(4) レクリエーション事業 囲碁、将棋の開放 毎週木曜日

(5) 各種貸出事業（施設貸出）

町内の高齢者団体の活動の拠点として、施設の貸出を実施します。

(6) 健康維持・介護予防事業

健康体操教室を実施（第2・4火曜日）します、合わせてエアロバイク2基、ルームランナー1基を無料にて開放し、高齢者の健康維持・介護予防をサポートしてまいります。

(7) ボランティア活動のサポート

ボランティアの協力は福祉施設にとって必要不可欠なものとなっています。ボランティアをする方にとっても楽しく活動できる場としての施設の活用を実施していきます。

16 地域活動支援センターⅡ型 日の出町ユートピアサンホーム（指定管理施設）

主に知的障がい者の日々の生活ができる場「地域活動支援センター」として、障がい者総合支援法の地域生活支援事業として福祉サービスを提供します。

利用者の（ADL〔日常生活動作〕・QOL〔生活の質〕）の向上及び、充実を図るとともに、健康維持活動及び利用者が理解しやすい軽作業を中心に活動を続けていきます。オリジナル製品においては、薪・木工製品・卵クッション・農産物等の作製を行う事で利用者の活動の幅を広げます。また、個別支援計画を作成し、個々に合った対応を図り、支援向上に努めます。

このほか、利用者の自立心や協調性、社会性を養い、より多くのことを体験するため、行事活動や公共の交通機関を利用した外出、買い物や外食など社会適応訓練と並行して実施していきます。（定員19名）

(1) 作業活動

ア 薪作り、宿泊施設等清掃作業、幼稚園の野菜委託生産・室内軽作業

イ オリジナル製品（木工・卵クッション・商品ラベル・農産物等）

(2) 健康維持活動（体力・筋力・免疫力の向上）

ア 町内や近隣の公園を利用したウォーキング及び散歩

イ エアロビック（月2回）

ウ リトミック（月2回）

エ プール活動（都立あきる野学園温水プールの利用等）

オ 定期健康診断

カ 歯科指導（保健所歯科衛生士による指導）

キ 体重測定（月1回・体重・体脂肪・血圧・心拍を測定）

(3) その他の活動

ア 余暇活動の充実（親子外出行事やバス遠足等）

イ 調理実習（年1回）

ウ お茶稽古（月1回）

エ	保護者会	(年4回)
オ	施設見学	(通年)
カ	職員会議	(月1回・3月のみ2回)
キ	防災訓練	(年2回)
ク	職員研修	(資質向上のため、内部研修、町自立支援協議会や西多摩療育センター研修に参加します。)
ケ	ボランティア	(通年 地域住民を対象)
コ	幼稚園児との交流	(年4回 野菜の収穫を中心に行う)
サ	相談支援	(利用者を中心に常時行う)
シ	役場職員体験研修	(通年)

(4) 福祉相談日の開設 【新規】

社協職員による相談体制の整備を図ります。

開催日 第3水曜日(祝日の場合開設日を変更)

時間 13:30～15:30〔1人30分(予約制・無料)〕

17 地域活動支援センターⅡ型 日の出町ユートピアひまわりホーム(指定管理施設)

精神障がい者が、日中過ごせる町内唯一の場「地域活動支援センター」として、障害者総合支援法の地域生活支援事業として福祉サービスを提供します。

「地域で暮らしたい」「働きたい」「充実した生活がしたい」という利用者の夢が実現できるよう、身体状況や精神状態に配慮しながら、作業を中心に利用者ひとりひとりに適した支援や働きかけをおこない、一人でも多くの方が社会復帰できるよう、よりよいサービス提供を実施します。(定員20名)

(1) 生活支援

ア 相談支援

① 個別相談

利用者が抱えている悩みや希望を聞き、個別支援計画を立て個々の人に合った支援を考えます。

② 一般相談

町内の精神に障がいを持った方や、家族の相談を受け関係機関に繋ぐなど問題解決できるよう支援します。

イ 利用者ミーティングの開催

自分たちで自分たちの抱えている問題が解決できるようになることを目指します。(月1回)

ウ 保護者懇談会の開催(年2回)

個別面談も随時おこないます。

エ 家庭訪問の実施

家庭に訪問し家庭の様子や希望などを把握し支援していきます。

オ ボランティア調整会議の開催(年2回)

ひまわりホームの利用者を支援してくださるボランティアの調整会議を開催し協力体制を築いて行きます。

(2) 福祉相談日の開設 【新規】

社協職員による相談体制の整備を図ります。

開催日 第3水曜日（祝日の場合開設日を変更）

時間 13:30～15:30〔1人30分（予約制・無料）〕

(3) 地域交流

ア 日の出町さくらまつり・産業まつり・イオンスマイルフェスティバル・悠々クラブ連合会等のイベントに参加し製品の販売を通して交流を深めます。

(4) 福祉体験ボランティア等の受け入れ

ア 中学校生徒の福祉体験学習の受け入れをします。

イ 夏体験ボランティア等の体験学習の受け入れをします。

ウ 役場職員福祉施設体験研修の受け入れをします。

(5) 衛生管理

ア 検便 毎月1回腸内病原細菌培養検査をおこない、衛生管理をおこないます。

(6) 関係機関との連携

ア 利用者への円滑・効果的な支援を行うため、保護者・西多摩虹の会（精神障がい者家族会）・病院・保健所・東京都立多摩総合精神保健福祉センター・子育て福祉課・いきいき健康課・就労生活支援センター・民生児童委員と連携していきます。

イ 地域での生活を目指す入院患者の実習受け入れを行ない、退院後に円滑な地域生活が送れるような生活体験の場を提供します。

(7) 健康づくり

ア 健康維持活動

朝のラジオ体操、ウォーキング、コンディショニングやスポーツレクリエーション・食育講座や調理実習を実施します。月1回体重測定を実施します。町の健康相談を利用し生活習慣病の予防につなげます。

(8) 防災訓練

ア 初期消火訓練・避難訓練・通報訓練・応急救護訓練などをおこないます。（2回）

イ 災害などに対する緊急時の支援体制を整備します。

(9) 作業活動

利用者の作業として、パン、クッキー、ケーキの製造販売、内職作業、喫茶店運営をし、生活リズムを身に着け社会参加を目指します。

作業時間 10:00～14:30

販売：個人販売、病院、老人ホーム、保育園、町のイベント等でおこないます。

ア パン製造販売

イ 製菓製造販売（ケーキ・クッキー）

ウ 内職作業

樹脂容器に商品ラベルを貼る作業を受注・実施します。

エ 喫茶店運営

本宿老人福祉センター内で、「珈琲とクッキーのお店 ひまわりカフェ」をボランティアの協力により営業いたします。

営業時間：月・水・金 10:00～14:30

メニュー：コーヒー・紅茶・パン・ケーキ・クッキー・ピザトーストなど

(10) 就労・生活支援

- ア 就労を目指す利用者に対して、就労へ向けた基本的な力を養います。
- イ 障害者就労・生活支援センター「あるって」やハローワーク（公共職業安定所）、東京障害者職業センターに繋ぐなど支援します。

(11) 余暇活動

利用者の自立心を養うことを目的として、利用者自身で下記の内容について企画検討・実施していきます。なお、職員が随時サポートで入ります。

- ア 日帰り施設外活動を実施します。
社協バスを利用した日帰り活動を実施します。
- イ 音楽セラピーを2ヶ月に1度実施し、利用者の健康回復と豊かな生活づくりに努めます。（年6回）
- ウ その他の余暇活動
隔月に1回程度、カラオケや映画観賞、ハイキング等の行事を企画実施します。季節ごとに庭の花壇を利用した園芸活動を実施し、敷地内緑化に努めます。

(12) 西多摩地域・秋川流域交流会活動

- ア 西多摩地域精神障がい者施設・西多摩フレンド交流会（年1回）打ち合わせ会議（月1回）
- イ 西多摩地域精神障がい者施設連絡会「四季の会」に参加（年4回）
- ウ 社協西多摩ブロック障害者施設交流会に参加（年2回）
- エ 日の出福祉ネットワーク企画・行事への参加

(13) ボランティアの育成・啓発活動

- ア ひまわりホーム利用者を支援してくださるボランティアの発掘、育成に努めます。
- イ 社協精神保健福祉「ささえあいの会」と連携して、精神障害者を地域でサポートするボランティアの育成と理解を深めていただく活動をします。

(14) 職員研修

精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識を深め、対応技術の向上と、関係機関相互のネットワークづくりの推進のため、内部研修や精神障害者施設の見学・実習をおこないます。研修機関として、東京都立多摩総合精神保健福祉センター・東京都相談支援従事者研修、東京精神保健福祉士協会・地域精神保健福祉機構、日の出町自立支援協議会などの研修に参加します。

18 日の出町大久野健康いきいきセンター（指定管理施設）

日の出町大久野健康いきいきセンターでは、介護予防拠点施設として高齢者の介護予防にかかる生活、健康等の各種相談及び援助・指導をはじめ、町民の健康保持増進に関するサービスを提供し、介護予防事業だけではなく、一般（他市町村）利用者の方々にも「ひので三ツ沢つるつる温泉」を利用した入浴サービス事業を実施し、誰もが安全、安心して利用できるセンターとして、町民の集会、公共的利用の推進をおこないます。

(1) 介護予防事業

介護予防事業として、転倒骨折予防教室及びいきいき講座を包括支援センターとの協力の上実施しながら高齢者の介護予防をサポートしていきます。また、高齢者のみならず幅広い年齢層の方々に、楽しく踊りながら運動ができる「フラダンス教室」を主催し

ています。

(2) 入浴サービス事業

介護予防の一環として町民に温泉入浴サービスを提供するとともに、広く一般（他市町村）利用者にも浴場を利用していただき、高齢者をはじめ町民の健康づくりを推進していきます。

○入浴可能日 月・火・木曜日 10:30～19:00（受付終了18:30）

(3) 各種相談事業（随時）・健康保持増進事業

生活相談・健康相談等、利用者の各種相談に応じます。健康教室(町保健センター主催)の実施に伴う介護予防に関する事業の援助を実施します。

(4) 福祉相談日の開設 【新規】

社協職員による相談体制の整備を図ります。

開催日 第3水曜日（祝日の場合開設日を変更）

時間 13:30～15:30〔1人30分（予約制・無料）〕

(5) 施設貸出事業

健康ホール、機能回復訓練機器、休憩室の貸出を実施し、町民の健康増進、教養向上にかかる活動等のサポートをしていきます。

利用の対象は下記のとおりです。

○町内に居住する者及び団体 ○会長が認めた者及び団体

※貸出を希望する際は、予約、申請が必要になります。

(6) ボランティア活動のサポート

ボランティアの協力は福祉施設にとって必要不可欠なものとなっています。ボランティアをする方にとっても楽しく活動できる場としての施設の活用を実施していきます。

□各老人福祉センター等の利用料金及び入浴可能曜日は下記のとおりです。

○温泉施設 利用料金表

① 一般料金 大人（町外及び身分証明書の提示が無い利用者）	400円
② 一般料金 子供（小学生及び中学生）	100円
③ 65歳以上の町民（高齢者登録カードまたは身分証明書を提示）	100円（75%割引）
④ 65歳未満の町民（一般登録カードまたは身分証明書を提示）	200円（50%割引）
⑤ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または障がい者登録カード（社会福祉協議会発行）を提示する者及びその者の付添人（1名まで）	100円（75%割引）

○温泉入浴可能曜日（施設別）

施設名	月	火	水	木	金
平井・生涯青春ふれあい総合福祉センター (597-4040)		○		○	○
温泉利用可能時間 10:00 ~ 19:00（最終受付 18:30）					
本宿老人福祉センター (597-5971)	○		○		○
温泉利用可能時間 10:00 ~ 19:00（最終受付 18:30）					
大久野健康いきいきセンター (588-7210)	○	○		○	
温泉利用可能時間 10:30 ~ 19:00（最終受付 18:30）					